

## 日本N G O連携無償資金協力 完了報告書

1. 基本情報	
(1) 案件名	ラオスの山岳地域における母子保健サービス強化事業 Enhancement of Maternal and Child Health Service in Mountainous Areas of Lao PDR
(2) 贈与契約締結日 及び事業期間	・贈与契約締結日：2015年11月2日 ・事業期間：2015年11月2日～2016年11月1日
(3) 供与限度額 及び実績（返還額）	・供与限度額：298,301 USD ・総支出：291,660.45 USD（返還額：6,640.55 USD、利息0 USD）
(4) 団体名・連絡先、事 業担当者名	(ア) 団体名：特定非営利活動法人 難民を助ける会 Association for Aid and Relief, Japan (イ) 電話：03-5423-4511 (ウ) F A X：03-5423-4450 (エ) E-mail：staff@aarjapan.ge.jp (オ) 事業担当者名：事業統括 名取 郁子 事業担当 藤本 矩大
(5) 事業変更の有無	事業変更承認の有無：有 (ア) 申請日：2016年8月17日 承認日：2016年8月26日 内容：医療機器などの追加購入(オートクレーブ1台、手術衣12着、ドレープ5枚)とこれに関わる経費配分変更

(ここでページを区切ってください)

## 2. 事業の概要と成果

(1) 上位目標の達成度	<p>ポンサリー県ブンヌア郡内にあるポンサリー県病院、同県ポンサリー郡にある郡病院および2カ所のヘルスセンター(以下HC)に医療機器を供与した。また、同4つの医療機関に所属する職員のべ62名を対象に使用方法と維持管理にかかる研修を実施したことによって、これらの医療機関が必要な母子保健サービスを提供するための環境整備に寄与した。さらに、同職員計64名を対象に5S活動(整理、整頓、清掃、清潔、習慣化)や医療記録に関する研修を実施した結果、医療機器の在庫管理能力や医療記録の付け方が改善された。</p> <p>対象2カ所のHCに所属する職員9名を対象に母子保健サービス強化研修を行ったほか、ポンサリー県保健局、郡保健局職員の協力のもと、同HC職員による9村を対象とした母子保健講習会を計13回開催し、のべ2,488名の住民が参加した。講習会後に行なった母子保健サービスの提供では、ハイリスク状態にあると診断された妊産婦や5歳未満児と、その家族に対して個別指導を行うとともに、引き続きフォローアップが行えるよう関係各所と情報を共有した。</p> <p>これらの活動を通じて、ポンサリー県の母子保健サービスが強化され、妊産婦および子どもの健康状態改善の一助となった。</p>
(2) 事業内容	<p>(ア) 対象医療機関への医療機器の整備と衛生環境の改善</p> <p>県病院、郡病院、2カ所のHCに対して医療機器を供与した。また、医療機器会社から両病院職員53名に対して使用方法を説明してもらうとともに、同19名を対象に専門家による医療機器の維持管理に関する研修を実施した。HC職員に対する医療機器に関する研修については「(イ)ヘルスセンターにおける母子保健サービス提供体制の構築」に記載する。</p> <p>ヤオファンHCに供与予定であったオートクレーブ(高圧蒸気滅菌器)については、同HCが自身で使用可能なオートクレーブを調達できたため、供与先を特に出産や処置が重なった際に処置用機材の消毒が間に合っていなかった県病院に変更した。また、郡病院では既存の老朽化した大型オートクレーブが故障し、小型オートクレーブで対応していたものの、手術用機材の消毒が間に合わずに滅菌されていない機材を使用していたなど、衛生面で問題を抱えていたことが判明した。既存の大型オートクレーブは修理が困難であり、早急に対応すべき事案と判断して事業内容変更申請を行い、郡病院に新規の大型オートクレーブと、他に不足していた手術衣や手術野を覆うドレープを供与した。</p> <p>県病院、郡病院および2カ所のHCに所属する職員計64名を対象に5S活動と医療記録に関する研修を実施し、研修後はこれらの医療機関にてモニタリングと追加指導を行った。特にハットサーHCでは整理、整頓、清掃活動によって医療機器の在庫を把握してもらっただけでなく、使用されていなかったオートクレーブや、処置用および光線療法用ライトの使用方法を指導した結果、これらの医療機器が使用されるようになった。さらに医療機器の管理方法についてHC同士の情報交換を促したことによって、それぞれが行っている工夫がHC間で共有された。</p> <p>HCでの医療記録に関しては、HCの指導役を担う郡保健局の職員が、本活動にて当会が指導した内容を継続的にフォローアップ、指導できるよう、郡保健局職員の参加のもと協働でモニタリング・指導を行った。</p> <p>(イ) ヘルスセンターにおける母子保健サービス提供体制の構築</p> <p>県病院、郡病院、県保健局、郡保健局の職員と協働で、HC職員を対象とした5日間の母子保健サービス強化研修を2回実施し、計9名が参加した。研修ではラ</p>

オス国保健省が策定した「母子保健統合サービス戦略活動計画 2016-2025」や患者への接し方、処方する薬剤の効果や、その使用方法などを患者に説明する必要性などについて学んでもらった。また、実際に患者役と職員役に分かれて診察時のロールプレイングを実施してもらった。さらに、HC や村における母子保健サービスの提供にかかる問題点を抽出し、その対策を練ったほか、母子保健講習会で話すべき内容と村人への伝え方、活動をスムーズに実施するための手順などについて検討した。研修の最後には、HC 職員がそれぞれの医療機関の職員と協働で実際に母子保健講習会を開催し、225 名の地域住民が参加したほか、62 名が何かららの母子保健サービスの提供を受けた。なお、研修の一環として「(ア) 対象医療機関への医療機器の整備と衛生環境の改善」にて医療機器の維持管理研修を受講した郡病院職員が、HC 職員に対して医療機器の維持管理に関する講義を行った。

講習会の主教材には、ラオス保健省の健康教育情報センターから入手したラオスで広く使用されているフリップチャートを使用した。また、副教材にはエプロンの前ポケットに約 3kg の砂を入れた妊婦体験用エプロンと、食材の絵が描かれた教材カードの二つを主に用いた。エプロンは妊娠中の体の変化について理解を促すため、講習会にて男性に身に着けてもらった。食材の絵が描かれたカードについては、地域住民に対して各食材が含む栄養素について説明した後、村で入手が可能な食材がどの栄養素を含むか住民自らに分類分けしてもらうなど、栄養に関する講習に使用した。その他、WHO(World Health Organization)が推奨する妊婦健診の 4 回以上の受診を促すため、写真を多用したポスター 100 枚とチラシ 1,000 枚を作成、配付した。

#### (ウ) 地域住民への母子保健サービス提供

県保健局、郡保健局、2 カ所の HC に所属する職員と協働し、9 村を対象としたアウトリーチ活動において、母子保健講習会と、妊産婦健診、子どもの成長モニタリング活動、家族計画に関する相談、予防接種といった母子保健サービスを計 13 回実施した。講習会の開催にあたっては、前日に村長や村落保健ボランティア、女性同盟メンバーなどから構成されるコミュニティヘルスワーカー(以下 CHW)と事前調整を目的とした会合を持った。会合では講習会の目的や内容などについて説明し、開催場所、当日の段取りなどについて確認した。また、妊産婦や子どもだけでなく、男性や妊娠適齢期の女性など、多くの村人に参加を呼び掛けるよう依頼することによって、可能な限り多くの住民にサービスを届けられるよう努めた。

母子保健講習会では、参加した住民を対象に HC 職員がフリップチャートを使用して妊娠中の注意点や妊産婦健診の必要性、母乳栄養や産後のセルフケアなどについて説明した。また、HC 職員が妊産婦健診や子どもの成長モニタリング、家族計画の相談受付、予防接種などを実施し、初めて妊婦健診を受ける妊婦には母子手帳を交付した。講習会終了後には住民の理解度を確認するため、講習会で説明した妊娠中の注意点や、母乳栄養などに関して質問を行った。各村での活動が終了した後は、県保健局、郡保健局、HC 職員および CHW と共に毎回振り返りを行い、ハイリスク状態にある妊婦や栄養状態に問題があると診断された 5 歳未満児についての情報を共有することで、HC 職員と CHW が彼らを引き続きフォローアップできる体制作りに努めた。

なお、本活動は当初計画では計 12 回実施する予定であったが、ラオス語を解さないアカ族が住む村にて 1 回活動を追加し、計 13 回の実施とした。同村では保健局職員や村長らに通訳を依頼して活動を実施したものの、医療用語の翻訳が困難

	で参加者に十分に内容が伝わっていなかった。そのため、アカ族出身の県病院職員に通訳を依頼することで医療用語の課題を解決し、再度活動を実施することとした。
(3) 達成された成果	<p><u>(ア) 対象医療機関への医療機器の整備と衛生環境の改善</u></p> <p>指標①：県病院、郡病院、2 カ所の HC に対して、一部医療機器の供与先を調整したもの、当初計画した全ての医療機器を整備した。郡病院に対しては、大型オートクレーブと手術衣、手術野を覆うドレープを追加で供与した。</p> <p>指標②：医療機器の使用・管理に関する評価表を作成し、それぞれの医療機関にてモニタリングを計 16 回実施した。最終評価では、全ての医療機関・部署にて、8 割以上の項目で供与した医療機器が適切に使用されていると評価された。HC2 カ所ではこれまで無かった医療機器管理ノートを作成し、HC にある医療機器の種類と数、故障の有無と併せ、使用の可否を把握した他、オートクレーブなどこれまで使用していなかったいくつかの医療機器の使用が開始された。</p> <p>指標③：5S 活動に関する評価表を作成し、それぞれの医療機関にてモニタリングを計 16 回実施した。最終評価では、医療機関・部署において 8 割以上の項目で同活動が適切に行われていると評価された。</p> <p><u>(イ) ヘルスセンターの母子保健サービス提供体制の構築</u></p> <p>指標①：母子保健活動で使用する主教材のフリップチャートを作成し、対象の医療機関へ配付した。また、副教材として妊婦の体型の変化を疑似体験するためのエプロンを作成したほか、妊婦健診を促すため写真を多用したポスター 100 枚とチラシ 1,000 枚を作成した。</p> <p>母子保健講習会を受講した母親 65 名を対象としたサンプル調査にて、講習会の内容で覚えている点を複数挙げてもらったところ、回答が多かったものは妊娠中における重労働の危険性(20 名、30.7%)、栄養に関する内容(20 名、30.7%)、妊婦健診受診の必要性(17 名、26.1%)であった。教材を用いて実演や実践を交えた講習は住民の記憶によく残り、教材を用いない場合と比較して効果的であったと言える。</p> <p>指標②：対象 HC2 カ所に所属する HC 職員を対象に実施した母子保健サービス強化研修 2 回(計 9 名参加)につき、それぞれ実施前後に知識習得度テストを行った。1 回目の研修では正答率が 4 割から 8 割へ上昇した。2 回目の研修では 3 割から 7 割へ上昇がみられたものの、指標である 8 割には到達しなかった。特に正答率の低かった HC の役割については研修終了時に全参加者に対して再度説明し、研修内容のさらなる徹底を図った。</p> <p>指標③：母子保健サービス強化研修終了後、研修を受講した HC 職員が対象 9 村におけるアウトリーチ活動において、母子保健講習会と、母子保健サービスとして産前産後健診、子どもの成長モニタリング活動などを実施した(成果の詳細は「(ウ) 地域住民への母子保健サービス提供」指標①に記載)。HC が通常業務として毎回のアウトリーチ活動でこれらの活動が行えるよう、第 2 年次事業でモニタリング、フォローアップを行う。</p> <p><u>(ウ) 地域住民への母子保健サービス提供</u></p> <p>指標①：対象 9 村において母子保健講習会を計 13 回開催し、地域住民 2,488 名(うち CHW30 名)が参加した。そのうち 1,686 名が母子保健講習会後に何らかの母子保健サービスを受けた。</p>

	<p><b>指標②</b>：母子保健講習会の終了直後に実施した、地域住民を対象とした産前産後健診や子どもの成長モニタリングに関する確認インタビューでは、各村 7~8割の地域住民が質問に対して正答し、理解が深まったと回答した。一方、全 13回の講習会が終了した後に実施した対象地域における 2歳以下の子どもを持つ母親 80名（講習会受講群 65名、未受講群 15名）を対象とした調査では、講習会を受けた 65名のうち、妊産婦健診を受けた人数は 29名(44.6%)（未受講：15名中 4名、26.7%）、妊娠時の危険な徵候に関する質問に正答した人数は 33名(50.7%)（同 4名、26.7%）、次回の出産場所として医療機関を選択した人数は 35名(53.8%)（同 4名、26.7%）であった。</p> <p>これらの結果から、講習会を受講した母親は未受講の母親と比較して母子保健に関する理解がある程度深まったと判断できるが、未だ十分とは言えない。第 2年次事業においても、母子保健サービスの重要性を多くの地域住民が理解し、行動変容を起こせるよう、引き続き働きかけを継続する。</p> <p><b>指標③</b>：対象 HC2 カ所に所属する HC 職員による産前健診を 4回以上受診した妊産婦の数は、事業実施前である 2014 年 10 月～2015 年 9 月（以下、期間 A）では、同期間中に出産した産婦 85 名中 4名(4.7%) であったのに対し、2015 年 10 月～2016 年 9 月（以下、期間 B）では、同期間に中に出産した産婦 92 名および 2016 年 9 月時点で妊娠中であった妊婦 98 名、計 190 名中 16 名(8.4%) に増加した。</p> <p>また、産前健診を 1回以上受診した妊産婦の数は、期間 A では同 85 名中 14 名(16.4%) であったのに対し、期間 B では同 190 名中 88 名(46.3%) に増加した。</p> <p>なお、産後健診を受診した産婦の数は、期間 A では 0名(0%) であったのに対し、期間 B では 18 名(19.5%) に増加した。</p> <p>※本来、産前健診の受診率は産婦のみを母集団として算出するが、2016 年について郡保健局が妊婦も対象に含んだため、期間 A(産婦のみ) と期間 B(妊産婦) の母集団の数に差が生じている。</p> <p><b>指標④</b>：対象 HC2 カ所に所属する HC 職員による破傷風予防接種を受けた妊産婦の数は、期間 A では同期間に中に出産した産婦 85 名中 12 名(14.1%) であったが、期間 B では同期間に中に出産した産婦 92 名および 2016 年 9 月時点で妊娠中であった妊婦 98 名、計 190 名中 71 名(37.3%) であった。母集団の数については指標③に記載の内容を参照されたい。</p> <p><b>指標⑤</b>：対象 HC2 カ所に所属する HC 職員による期間 A における BCG、DPT、ポリオの予防接種実施数は、それぞれ 37 回、35 回、データなしであったが、期間 B では 110 回、216 回、2,649 回であった。ポリオの予防接種数が増大している点については、期間中にラオス国内にてポリオが流行した際、WHO が実施したポリオキャンペーンが影響していると考えられる。また、子どもの成長モニタリングを最低 1回受けた 5 歳未満児の数は、期間 A では 458 名中 0名(0%) であったが、期間 B では 681 名中 357 名(52.4%) であった。</p>
(4) 持続発展性	<p>1) 県病院、郡病院、2 カ所の HC に供与した医療機器の管理に関し、ラオス国保健省と当会の間で、医療機器の維持管理や故障した際の修理については、供与先の医療機関自身が責任を負う旨を明記した覚書を締結した。また、それぞれの医療機関にて維持管理責任者を任命し、彼らの管轄のもと医療機器が管理される体制を構築した。なお、実際に医療機器が故障した場合は、県病院および郡病院は直接医療機器会社に、HC は郡保健局に報告し、郡保健局が医療機器会社に連絡して適宜修理を依頼する。</p> <p>2) 本事業で当会が直接実施した活動ではないが、郡保健局が主体となり、地域住</p>

民に対して継続的に母子保健サービスを提供できるよう、HC 職員と協働してアウトリーチ活動に併せた母子保健サービスの提供を計画し、予算も確保した。本活動は本事業で対象としなかった 9 村を対象としており、既に全村にて実施済みである。さらに、彼らが主体となって既に 2017 年度の計画も立案しており、主に当会の事業で対象外とした村落を対象に、同活動が継続的に実施される予定である。

2016 年 12 月 22、23 日、ポンサリー県の主催で 2015～2016 年度母子保健・予防接種定例会議が開催され、県保健局、郡保健局、HC 職員が参加した。会議では各 HC が実施した母子保健活動について発表する時間が設けられ、それぞれが経験した活動の課題や問題点、成果などが、県保健局および郡保健局職員に共有された。今後も同会議が継続的に開催され、県、郡保健局職員による HC 職員への指導や助言がなされることによって、同県の母子保健サービスが強化されていくことが期待される。

3) 母子保健講習会では、妊産婦や子どもだけではなく夫や祖父母に対しても参加を呼びかけた。また、ハイリスク状態にある妊婦や 5 歳未満児の家族に対して個別指導を行うなど、男性の母子保健に関する理解の促進に努めた。さらに 2)に記載した郡保健局主体で実施するアウトリーチ活動時の母子保健サービス提供時においても、男性の参加を促すように働きかけていく。第 2 年次事業では、各村の CHW を対象とした母子保健活動強化に関する研修を行う予定であり、村レベルでの母子保健活動の強化を通じて、地域住民の行動変容を促していく。

3. 事業管理体制、その他	
(1) 特記事項	無

完了報告書記載日：2017年1月24日

団体代表者名：理事長 氏名 長(志郎) 有紀枝 (印)



【添付書類】

- ① 事業内容、事業の成果に関する写真
- ② 日本N G O連携無償資金収支表（様式 4-a）
- ③ 日本N G O連携無償資金使用明細書（様式 4-b）
- ④ 外部監査報告書